



2025年4月施行

## 育児介護休業法 改正ポイントのご案内

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置が拡充されました。

### ① 子の看護休暇の見直し

改正内容	施行前	施行後
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇
対象となる子の範囲	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで
取得事由	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式
労使協定による除外規定	①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	①週の所定労働日数が2日以下 ②を撤廃

※取得可能日数は1年間(4/1～翌年3/31)につき1人の場合は5日、2人以上の場合は10日限度です(無給休暇)

## ② 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大

改正内容	施行前	施行後
対象範囲の拡大	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

## ③ 短時間勤務制度の代替措置にテレワーク追加

改正内容	施行前	施行後
代替措置(※)のメニューを追加	<p>〈代替措置〉</p> <p>①育児休業に関する制度に準ずる措置</p> <p>②始業時間の変更等</p>	<p>〈代替措置〉</p> <p>①育児休業に関する制度に準ずる措置</p> <p>②始業時間の変更等</p> <p>③テレワーク</p>

※短時間勤務が困難と認められる業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けた上で、代替措置を講ずることとなります。

「育児休業、介護休業および関連諸取扱いに関する規則」に準じます。

また、いずれも事業運営に支障がある場合は、別途ご相談させていただくことがあります。

この内容に関するお問い合わせ☞

事業推進部 事務センター☞

TEL:059-346-1005☞

